

平成 28 年度 第 3 回秩父市総合教育会議 次第

平成 28 年 12 月 13 日 (火) 15 時 30 分

秩父市歴史文化伝承館 2 階庁議室

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

(1) 平成 29 年度教育委員会新規施策等について

(2) 学力向上に向けた取組ビジョンについて

(3) 秩父市における発達障がい支援について

4 その他

5 閉 会

(1) 平成 29 年度教育委員会新規施策等について

(1) - 1 「コミュニティ・スクール導入事業」

1 平成 29 年度は、小学校 2 校、中学校 2 校の計 4 校をモデル校として「コミュニティ・スクール」(学校運営協議会制度)に移行予定。その後、平成 30 年度に残りの 17 校(小学校 11 校、中学校 6 校)を実施し、市内全ての小中学校をコミュニティ・スクール「地域とともにある学校」とする予定です。

学校運営協議会の主な役割として、

- ・「校長の作成する学校運営の基本方針を承認する」
- ・「学校運営に関する意見を教育委員会又は校長に述べる」
- ・「教職員の任用に関して教育委員会に意見が述べられる」



2 平成 29 年度予算見込みについて

モデル校 4 校をコミュニティ・スクール制度に移行するため予算化。

(基本事業名) 学校教育推進事業 (事務事業名) コミュニティ・スクール導入事業

歳 入		歳 出	
14 国庫支出金		01 報酬	1,294 千円
・小学校コミュニティ・スクール導入等促進事業補助金	307 千円	・学校運営協議会委員謝礼	130 千円
・中学校コミュニティ・スクール導入等促進事業補助金	307 千円	・CSディレクター報酬	1,164 千円
15 県支出金		04 共済費	180 千円
・小学校コミュニティ・スクール導入等促進事業補助金	307 千円	・CSディレクター社会保険料	
・中学校コミュニティ・スクール導入等促進事業補助金	307 千円	09 旅費	160 千円
		・モデル校 4 校の研修会等費用弁償	
		11 需用費	200 千円
		・モデル校 4 校の参考図書等の消耗品費	
		12 役務費	10 千円
		・切手代	
歳入計	1,228 千円	歳出計	1,844 千円

# コミュニティ・スクールに関する最新の動向

教育再生実行会議の第6次提言（H27.3）を受け、中央教育審議会への諮問が行われ（H27.4）、同12月21日に答申（新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について）が取りまとめられました。以下は、答申の中で「コミュニティ・スクール」に関する概要です。

## 教育再生実行会議第6次提言（平成27年3月）

- ・未導入地域における取組の拡充
- ・地域と相互に連携・協働した活動を展開するための抜本的な方策
- ・コミュニティ・スクールの仕組みの必置の検討

## コミュニティ・スクールの推進等に関する調査研究協力者会議（H26.6～H27.3）

- ・コミュニティ・スクールと学校支援地域本部等との一体的推進
- ・類似の制度・仕組みからコミュニティ・スクールへの移行の推進
- ・全国展開を図るための普及・啓発

中央教育審議会への諮問（H27.4.14）

## 中央教育審議会答申（平成27年12月）

以下の制度面・運用面の改善とあわせ、教育委員会に学校運営協議会の設置の努力義務を課すといった総合的な方策により、コミュニティ・スクールを推進することを提言。

## 今後の地域における学校との協働体制の在り方について（中教審答申のポイント）

制度面の改善	現状	提言内容（見直しの方向性）
①学校を応援する役割の明確化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校運営に関して協議し、意見を述べる役割のみ規定。</li> <li>・委員は、<u>地域住民や保護者一般</u>が規定されているのみ。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協議会の役割として、学校運営に加えて学校支援の企画・立案を行える仕組みに。</li> <li>・学校支援活動に携わる者（<u>地域コーディネーター</u>等）の委員としての参画を促進。</li> </ul>
②校長のリーダーシップ発揮	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員は教育委員会の任命とされ、校長の関与は特段規定なし。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員の任命に当たり、校長が意見申出を行えることとし、校長がリーダーシップを発揮できる仕組みに。</li> </ul>
③任用に関する意見の柔軟化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教職員の任用に関する意見を任命権者に申し出ることができる他、特段の規律なし。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コミュニティ・スクール導入の積極的な検討を促す観点から、<u>柔軟な運用</u>（※）を確保。</li> </ul> <p>※ 柔軟な運用例：個人を特定しない形での意見に限定（「部活動経験が豊富な教員を配置して欲しい」等）</p>
④複数校設置を可能に	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校ごとに協議会を設置することとされ、複数校の協議会の委員の併任等で対応。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小中一貫教育等の学校間の円滑な接続を図る観点から、<u>複数校について一つの協議会設置を可能とする仕組み</u>に。</li> </ul>

## (1) 平成 29 年度教育委員会新規施策等について

## (1) - 2 平成 29 年度 英語指導助手事業 (案)

## 1 配置を必要とする背景

2020年に現行の学習指導要領が改訂され、英語教育が大きく変革する。特に小学校における英語教育は大改革が行われる。内容としては現行の5・6年生で週1コマ実施されている外国語活動が3・4年生に下ろされ、英語教育が早期化される。また、5・6年生で行われている外国語活動は英語科として教科化され、週2コマに増加する。

そのような社会背景の中、現在、秩父市としては小学校教員の授業力の向上が急務である。2020年からは英語教育に係る授業が増加し、すべての授業でALTと共に行える保障はなくなる。そこで、新学習指導要領のスタート前に小学校教員の授業力向上は必須の課題と考えられる。その課題解決の方策として、外国語活動コーディネーターを学校に配置し、外国語活動の授業作りにおける教員への支援を通して、授業改善を図り、子供達の英語力を向上させるとともに教員の授業力を向上させていく。

## 2 事業の目的

児童生徒の英語におけるコミュニケーション能力の素地及び基礎の育成。  
小学校教員の授業力の向上

## 3 配置人数

①ALT 8人 (各幼稚園、小学校、中学校に配置)

\*週5日 7時間

\*幼稚園年間15日程度、小学校週1～2日、中学校週2～4日

②外国語活動コーディネーター 4人

\*週3日 6時間(9:00～16:00)配置

\*2～3校に1名配置

## 4 外国語活動コーディネーターについて

(1) 任用資格 次のいずれかの条件にあてはまる者

- ・教員免許(中学校英語又は高等学校英語)取得者
- ・教員経験者(外国語活動、外国語科の授業経験者)
- ・学校教育に精通し、英語が堪能な者

(2) 配置の目的

- ・小学校教員とALTとの打合せにおけるコーディネート
- ・小学校教員へのアドバイス
- ・授業補助
- ・校区中学校との連携
- ・教材教具の準備
- ・英語ルームの整備
- ・校内授業研究会等の企画・実施 等

(3) 配置案

- ・コーディネーターA 第一小、西小、原谷小
- ・コーディネーターB 南小、花の木小、高篠小
- ・コーディネーターC 大田小、吉田小、尾田蒔小
- ・コーディネーターD 荒川東小、荒川西小、影森小、久那小

(1) 平成29年度教育委員会新規施策等について

## 秩父市文化財保護基金活用計画の立案について（案）

秩父市教育委員会文化財保護課

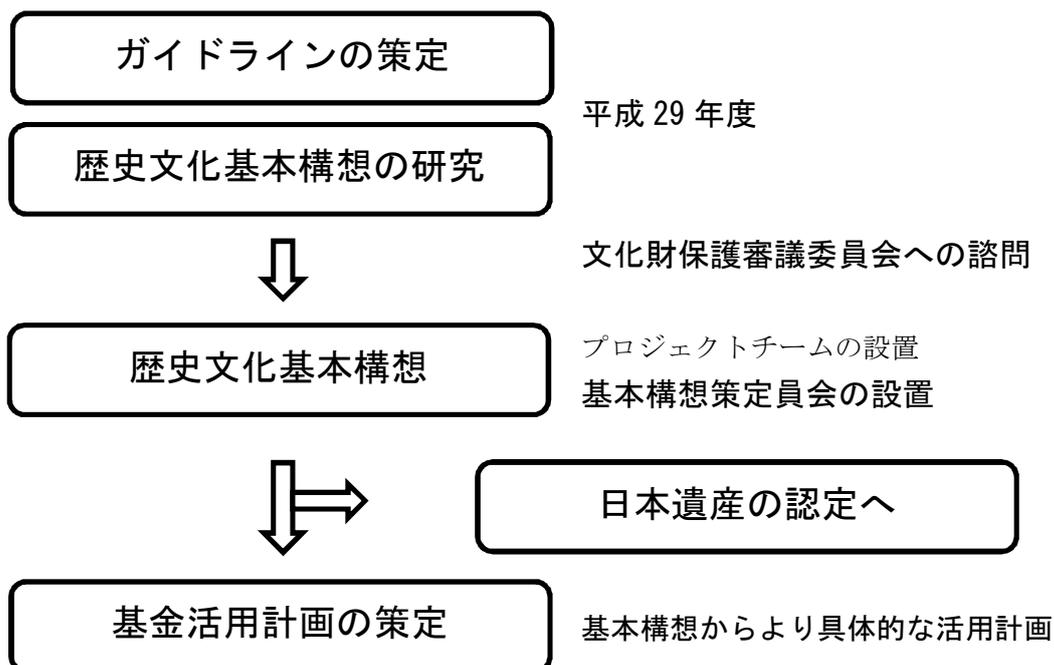
- 1 秩父市文化財保護基金（愛称：ポテくまくんの里文化財基金）の設置  
市内に残されている秩父市指定有形文化財「内田家住宅」や「旧大宮学校」など、多くの文化財を後世に伝えるために、基金を設置して財源確保に努める。  
平成28年9月議会において秩父市文化財保護基金条例（平成28年9月26日条例第37号）を制定し、秩父市文化財保護基金を設置した。  
今後、基金を用いた文化財の修理等の実施に当たっては、具体的な計画が必要となり、平成29年度にその方向性を検討し、以後、数年かけて保存活用計画を立案するものである。
- 2 基金積立計画  
財務部と調整。（積立年数・金額等の検討）
- 3 ガイドラインの策定  
一般財源を使用するのか、基金を使用するかは、財務部と調整の上決定。  
文化財の対象（文化財本体・収蔵庫・無形文化財の道具・史跡の買上げ）
- 4 文化財保存活用計画の策定  
歴史文化基本構想  
地域に存在する文化財を指定・未指定にかかわらず幅広く捉え、文化財周辺環境まで含めて、総合的に保存・活用するための構想であり、地方公共団体が文化財保護行政を進めるための基本的な構想となるもの。  
文化財を生かした地域づくりに活用されることも期待される。  
日本遺産（Japan Heritage）」への認定  
地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーを「日本遺産（Japan Heritage）」として文化庁が認定する。  
ストーリーを語る上で欠かせない魅力溢れる有形や無形の様々な文化財群を地域が主体となって総合的に整備・活用し、国内だけでなく海外へも戦略的に発信していくことにより地域の活性化を図ることを目的とする。  
認定により、当該地域の認知度が高まるとともに、今後日本遺産を通じた様々な取組を行うことにより、地域のブランド化等にも貢献し、地方創生に大いに資するものと考えられる。  
※歴史文化基本構想の策定により日本遺産へのエントリーが可能となる。
- 5 まとめ  
ガイドラインの策定  
平成29年度 保存活用の方向性を検討  
歴史文化基本構想について調査研究  
文化財保存活用計画の策定

《参考資料》

◆指定文化財件数

種別	国指定等文化財		県指定等文化財		市指定文化財		合計
	種類	件数	種類	件数	種類	件数	
有形文化財	重要文化財（建造物）	1	建造物	4	建造物	17	22
	重要文化財 その他	0	その他	14	その他	45	51
	計	1	計	15	計	62	78
	登録有形文化財	29					29
	計	29					29
	小計	30	小計	15	小計	62	107
民俗文化財	重要有形民俗文化財	1	有形民俗文化財	4	有形民俗文化財	28	33
	重要無形民俗文化財	1	無形民俗文化財	9	無形民俗文化財	35	45
	選択無形民俗文化財	3	選択無形民俗文化財	2			5
	小計	5	小計	15	小計	63	83
記念物	史跡	1	史跡	6	史跡	46	53
	名勝	0	名勝	1	名勝	2	3
	天然記念物	1	天然記念物	11	天然記念物	22	34
			旧跡	6			6
	小計	2	小計	24	小計	70	96
総計		37		54		195	286

秩父市文化財保護基金活用計画の策定



(2) 秩父市教育委員会学力向上に向けた取組ビジョンについて

## 秩父市学力向上「チチブチャレンジ」

### 1 秩父市学力向上ミッション

「子どもたちの未来の幸せのために」

- ・社会を生き抜く力を身につけることができるよう、子どもたちの「できること」「わかること」を増やす。
- ・子どもたちの伸びる姿を教師の喜びとして取り組む。

### 2 重点目標

「確かな学力と自立する力の育成」

- ・基礎学力の向上
- ・各種学習状況調査の活用
- ・個々の能力を伸ばす教育
- ・家庭の教育力の向上

### 3 学力向上推進指針

- (1) チャレンジ(Challenge)  
→新しい学校教育への能力・資源開発（新たな方策への挑戦）
- (2) チェンジ(Change)  
→現在のトレンドからの脱却（学力調査結果の変革）
- (3) ブラッシュアップ(Brush Up)  
→これまでの取組の更なる工夫・改善（指導方法の共有と磨き上げ）

→「わかる授業」、「確かな学力」へ

### 4 各具体的な施策

(1) チャレンジ：社会や子供の変化に対応する新たな能力・教育資源の開発

- ①グローバル社会に対応できる人材育成のための英語教育の充実  
(新学習指導要領の小学校英語の教科化への対応含む)
- ②ICT教育の推進
- ③新たな教育課題に対する研究指定校の研究・実践
  - 少子化・人口減少に対応した活力学校教育推進事業（大田小・大田中）
    - \*小規模学校のよさを生かした教育活動
  - 「考え・話し合い・学び合う学習」推進事業（影森小・影森中）
    - \*アクティブ・ラーニングの推進
  - 学校・家庭・地域連携推進に関する研究（荒川西小）
    - \*家庭学力向上のための地域人材の活用

(2) チェンジ：各学力・学習状況調査及び実態調査の活用（学力向上PDCAサイクルの確立）

- ①児童生徒一人一人の早期実態把握と対応（全国学調の自校採点の実施等）
- ②教科研究委員会による調査結果の分析
- ③校長会、教頭会、学力向上推進委員会での学力調査結果分析報告・共通理解
- ④各学校の学力向上への「改善に向けた取組」の効果検証と新たな取組設定
- ⑤全国及び県学力・学習状況調査の結果分析、成果と課題の提示、指導改善資料やワークシート等の提示・配布

- ⑥秩父市課題のある問題「評価テスト」の実施（1月下旬実施）
- ⑦読書時間、家庭学習時間等調査（年2回）の実施及び結果分析

### （3）ブラッシュアップ：3つの支援

#### ①教員の資質向上、授業力向上への支援

～「わかる授業」づくり（授業改善）へ～

##### ア 指導主事による訪問指導

- ・学力向上担当・教育支援担当学校訪問における指導助言
- ・要請訪問（研究協議の全体指導時）における指導助言
- ・指導主事による授業訪問→教員の継続的指導

##### イ 各研修会の実施

- ・小学校の先生が基礎を学ぶ理科講座
- ・全国学力・学習状況調査を活用した中学校学力向上授業研究会（国語・数学）
- ・中学校英語科教員授業力向上研修会
- ・夏期休業中の模擬授業研修会（国語・数学・英語）の実施
- ・小学校外国語活動研修会
- ・若い教師のための学級経営講座（学習効果を上げるベースとなる学級づくり研修）
- ・生徒指導育成プログラム研修会（学習効果を上げるベースとなる人間関係づくり研修）
- ・ICT活用研修会
- ・初任者研修会
- ・ステップアップ（2年次）研修会
- ・5年経験者研修会
- ・10年経験者研修会
- ・20年経験者研修会

##### ウ 学力向上推進委員会による取組

- ・各学校の教員へ学力向上に係る情報の伝達
- ・指導方法の研究、「ちちぶミニマムスタンダード（仮称）」の作成、「授業改善リーフレット（仮称）」の作成

#### ②児童・生徒の学習活動への支援

～自主性、興味・関心の伸長～

- ・少人数指導の充実
- ・外国語指導助手（ALT）の配置
- ・理科観察実験アシスタント（Paseo）の配置
- ・読書活動充実のための図書館司書補助員の配置
- ・学校応援団等の「学習支援ボランティアバンク」の設置
- ・土曜英語学習（英検道場）の実施
- ・理科おもしろ実験教室の実施

#### ③学校・家庭・地域、学校間の連携推進のための支援

- ・小中連携、幼保小連携の推進
- ・家庭教育啓発リーフレット「家庭教育のポイント」の配布
- ・各学校から「家庭学習のてびき」等の配布
- ・授業と家庭学習との連携強化
- ・目標設定による家庭学習時間・読書時間増加の取組
- ・地元高等学校との連携
  - 学力向上チャレンジスクール（秩父高校）
  - 小学生と高校生のふれあい体験（秩父農工科学高校）

## (3) 発達障がい支援について

**秩父市における発達障がい支援の現状と課題・対応について**

～「発達障がいの子どものための切れ目の無い一貫した支援」を実現するために～

**1 乳幼児期の現状と課題**

母子保健事業の健診、育児相談等により要フォロー児を把握し、フォロー事業(あそびの教室、すくすく教室、すこやか相談)につなげている。(保健センター)

また、保育所・幼稚園等発達巡回支援事業は、発達が気になる子どもを早期発見・早期支援することを目的として、専門職(理学療法士、療育相談員等)、保育士、保健師が保育所・幼稚園に出向き子どもの様子を確認し、子どもとの接し方、親支援の方法等について保育所・幼稚園の先生とカンファレンスを実施している。(障がい者福祉課)

しかし、健診等で気になる乳幼児を把握しても、早期支援、早期療育をするためにつなげる医療機関、療育機関の数が近隣に少ないため利便性に欠けている。

**2 義務教育期の現状と課題**

通常学級では、秩父市内においても、教育的支援が必要な子どもは1学級に数名在籍しており、学校では対応に苦慮している。通常学級に在籍している児童生徒については、チームティーチングによる支援、学校補助員(小学校13校に45名配置)の活用、通級指導教室での対応、学校におけるユニバーサルデザインの視点での授業展開等、様々な対応をしている。しかし、全ての児童生徒に対応できる内容ではなく、さらなる支援体制が必要となる。

特別支援学級は、現在小中学校21校中、18校設置(70人が在籍)している。就学支援委員会の検討内容を加味し、学校や保護者、関係諸機関と連携し、設置している。年々、設置する学校や種別が増えている。しかし、特別支援学級が増える一方、指導する専門的な教職員が不足している。専門性を持つ教職員の育成が急務である。県教委及び市教委において、研究体制を充実させ専門性を持った教職員を増やしていくことが課題である。

**3 義務教育卒業後の現状と課題**

相談支援事業所において、発達障がい者の相談、支援を行っている。また、秩父障がい者就労支援センターにおいて就労の相談、支援を行っている。

高等学校での学習内容は教科書が中心でついていくことができず、生活スキルや、社会スキルを身につけるための学習や、社会人として働くためのスキルの学習ができない。高等学校の制度の中では、発達障がいに対応できる教育プログラムがない。

**4 関係する担当課間の情報共有と連携の現状と課題**

就学前の支援については、保健センター、障がい者福祉課が支援事業を実施し、保健センターを中心に、障がい者福祉課、こども課の連携がよく取れている。

支援連携を進めるために、教育委員会、学校と保健センター、障がい者福祉課、こども課(保育所)の間の情報共有の推進が必要である。

**5 一貫した支援のための当面の対応**

- ① 教育委員会と保健センター、障がい者福祉課、こども課等との情報連携を強化するため、研修会及び定期的に情報共有のための会議を開催する。
- ② 理解啓発のためのリーフレットの作成(全体の把握、市民向け)
- ③ 支援の一貫性確保のための「彩の国 サポート手帳」の活用について検討する。